

【2011年1月25日発行】

■ 厚労省人事労務マガジン／別刊第21号 ■

ジョブ・カードを活用してみませんか？

～ 平成23年度以降も引き続きジョブ・カード制度を推進します ～

「ジョブ・カード制度」については、昨年10月の事業仕分け結果を踏まえ、関係機関とのこれまで以上の緊密な連携・協力体制の構築、助成制度の一部メニューの統廃合による事業の効率的な運営などを行い、来年度以降も引き続き推進していく予定です。

企業と求職者双方への的確な支援、より効果的な普及促進活動を通じて、働く人のキャリアアップや正社員経験が少ない人の安定雇用を応援します。

ジョブ・カードを採用面接に活用することで、採用担当者にとって、応募者のより具体的な職業能力やそのレベルの把握、多面的な人物評価が可能となります。

また、従業員にとっても、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティング（キャリア・コンサルタントによる相談サービス）は、将来にわたってのキャリア形成に関する方向付けやヒントを得ることができ、とても有効です。

そのほか、ジョブ・カード制度では、企業実習と座学を組み合わせた訓練（職業能力形成プログラム）を行うことで、企業にとっても大きなメリットが生まれます。

- （１）ニーズに合致した人材の育成・確保
- （２）専門家のアドバイスを受けた訓練計画の策定や訓練の実施
- （３）助成制度の活用による訓練経費の負担軽減
- （４）人材育成・能力開発に積極的な企業であることのPR

この機会にジョブ・カードを使ってみてはいかがでしょうか？

詳しくは、こちらをご覧ください。

【ジョブ・カード制度のご案内】

http://www.mhlw.go.jp/bunya/nouryoku/job_card01/index.html

-
- ★配信停止の手続き <https://krs.bz/roumu/m?f=8>
- ★バックナンバー <http://merumaga.mhlw.go.jp/backnumber/index.html>
- ★登録に関するお問い合わせ <https://krs.bz/roumu/m?f=11>
- ★メルマガの内容に関するお問い合わせ（厚労省ホームページ「国民の皆様の声」へリンク） <https://www-secure.mhlw.go.jp/getmail/getmail.html>
- ★注意事項についてはこちらをご覧ください。
<http://merumaga.mhlw.go.jp/>
- ★編集：厚生労働省

- 当メールマガジンは外部の電子メール配信サービスを利用して行っています。
 - 登録していないにも関わらず本メールが配信された場合は、他の方が間違えて登録した可能性がありますので、配信停止の手続きをお願いします。
 - 当メールマガジンの送信元アドレスは送信専用となっています。
 - 携帯メールなどには対応しておりません。
 - 可能であれば等幅フォントにてご覧ください。
 - 当メールマガジンの内容の全部または一部については、私的使用または引用など著作権法上認められた行為として、出所を明示することにより引用、転載、複製を行うことができます。
-